

福島市新学校給食センター整備運営事業

募集要項

令和5年4月18日

福島市

<目次>

I	事業概要	- 1 -
1	事業名称.....	- 1 -
2	公共施設の管理者名称.....	- 1 -
3	本事業の目的.....	- 1 -
4	基本理念.....	- 1 -
5	本事業における整備・運営にあたっての方針.....	- 1 -
6	事業の内容.....	- 2 -
II	応募者に関する条件	- 5 -
1	応募者の構成.....	- 5 -
2	応募者の備えるべき参加資格要件.....	- 6 -
3	特別目的会社の設立等.....	- 8 -
III	事業者の募集及び選定に関する事項	- 10 -
1	募集及び選定の方法.....	- 10 -
2	募集及び選定スケジュール.....	- 10 -
IV	応募に関する事項	- 11 -
1	参加手続き.....	- 11 -
2	応募に関する留意事項.....	- 16 -
3	市の支払総額の提案上限価格.....	- 17 -
V	提案に関する条件	- 18 -
1	立地条件等.....	- 18 -
2	提供食数の想定.....	- 18 -
3	業務の委託.....	- 19 -
4	事業者の収入.....	- 20 -
5	保険.....	- 20 -
6	市と事業者の責任分担.....	- 20 -
7	財務書類の提出.....	- 21 -
VI	契約に関する事項	- 22 -
1	契約手続き.....	- 22 -
2	事業契約の概要.....	- 22 -
3	契約金額.....	- 22 -
4	契約の保証.....	- 22 -
5	事業者の事業契約上の地位.....	- 22 -
6	契約金額の内訳の公表.....	- 22 -
VII	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	- 23 -
VIII	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	- 23 -
1	事業の継続に関する基本的考え方.....	- 23 -
2	事業の継続が困難となった場合の措置.....	- 23 -

IX	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	- 24 -
1	法制上及び税制上の措置.....	- 24 -
2	財政上及び金融上の支援.....	- 24 -
X	その他	- 24 -
1	本事業において使用する言語、通貨単位等.....	- 24 -
2	情報公開及び情報提供.....	- 24 -
3	募集要項に関する問い合わせ先.....	- 24 -

福島市（以下「市」という。）は、福島市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した。

本募集要項は、本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

応募者は、募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下、「募集要項等」という。）の内容を踏まえ、応募に参加するものとする。

用語の定義

事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
本施設	本事業で、事業者が事業用地において設計・整備等を行う施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。
調理設備	調理釜、冷蔵庫等、動力を用いて設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚等）、その他調理に使用する機器をいう。
調理備品	ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板、包丁等の調理に必要な備品をいう。
食器・食缶等	食器、食缶、アレルギー対応食配食容器、食器カゴ、配膳盆、食具等、児童生徒が使用する備品をいう。
調理備品等	調理備品、食器・食缶等をいう。
事務備品	事業者又は市が調達し、主に市が使用する事務机、更衣ロッカー、書棚、ホワイトボード、洗濯機、電子レンジ、映像・音響設備等の什器・備品をいう。
サービス購入費	本施設の整備・運營業務に係るサービスの対価として、市が事業者に対して支払う料金をいい、本施設の設計・建設に係る対価、開業準備及び維持管理・運営に係る対価で構成される。
事業検討委員会	本事業の実施に必要な事項及び事業提案書に係る専門的かつ客観的な視点から検討等を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
優先交渉権者	検討委員会の意見を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
構成企業	応募者を構成する法人で、業務の一部を本事業のために設立する特別目的会社から直接又は間接的に受託・請負する予定であり、当該特別目的会社に出資を予定している法人をいう。
協力企業	応募者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負する予定だが、特別目的会社には出資を行わない法人をいう。
代表企業	構成企業のうち、最も高い出資割合を負担するもので、構成企業を代表し応募に関する手続き等を行う者をいう。
構成員	構成企業と協力企業をいう。
資本面において密接な関連のある者	当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。
人事面において密接な関連のある者	当該企業の役員を兼ねている者をいう。
学校給食施設	学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。

I 事業概要

1 事業名称

福島市新学校給食センター整備運営事業

2 公共施設の管理者名称

福島市長 木幡 浩

3 本事業の目的

市の学校給食施設は、開設後30年以上経過した施設が多く、建物と設備の劣化や「学校給食衛生管理基準」への対応が課題となっている。

このような課題を踏まえて、市では「福島市学校給食長期計画」を策定し、老朽化している現西部学校給食センター及び北部学校給食センターの統廃合及び栄養士未配置校の学校給食センター移行により、新学校給食センターを整備することとしている。

本事業は、設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるPFI手法を導入し、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

4 基本理念

市では、健やかな身体づくりや食育等の教育活動、地産地消の推進を通じて、「福島市教育振興基本計画」を推進するため、「子どもたちの笑顔と健康を育む学校給食」を基本理念とし、給食を通して自らの健康を考える子どもの育成を目指している。

基本理念を達成するため、次の3つの学校給食の基本方針を策定している。

I 安全で安心な学校給食の提供

II 地産地消や地域の食文化を意識した学校給食

III 効率的な学校給食の運営

5 本事業における整備・運営にあたっての方針

基本理念及び基本方針を踏まえ、本施設においては、次の5点を整備・運営にあたっての方針とする。

(1) 学校給食衛生管理基準を遵守した施設

「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」等の指針に基づき、HACCPの概念を取り入れ、衛生管理の徹底を図る。

(2) 食物アレルギーに対応した施設

除去食及び代替食等に応じた献立・調理方式の確立に取り組むため、食物アレルギー対応専用調理スペースを設置する。

(3) 食育拠点としての施設

「第2次福島市食育推進計画(平成29年3月策定)」及び「第4次食育推進基本計画(農林水産省 令和3年3月策定)」では、学校給食を「生きた教材」として活用していくとともに、学校・家庭・地域等が連携して食育の推進を図ることとしている。このため、児童生徒に地域の良さを理解させ、愛着を持ってもらうため、家庭や地域社会との連携が深められるよう、食育の拠点としての活用を図る。

(4) 環境負荷低減に対応した施設

省エネルギー設備の導入や、調理・運営に伴う廃棄物・排出物の減量化等による地球環境への負荷低減に加え、立地周辺環境に配慮する。

(5) 災害時への対応可能な施設

東日本大震災クラスの大地震にも耐えうるような耐震性の高い施設とし、「福島市地域防災計画」に基づく災害時の炊き出しを担える施設とする。

6 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設の設計及び建設を行い、竣工後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運營業務等を実施する方式(BTO: Build Transfer Operate)により実施する。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和23年3月31日までとする。

(3) 事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。なお、付帯事業の提案も可とする。

(ア) 設計・建設業務

- (a) 事前調査業務及びその関連業務
- (b) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (c) 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (d) 工事監理業務
- (e) 調理設備調達業務
- (f) 調理備品等調達業務
- (g) 事務備品調達業務
- (h) その他関連業務(交付金申請等業務、近隣対応・対策業務等を含む)

(イ) 開業準備業務

(ウ) 維持管理業務

- (a) 建物保守管理・修繕業務(外構等も含む)
- (b) 建築設備保守管理・修繕業務
- (c) 調理設備保守管理・修繕業務(更新を含む)
- (d) 調理備品等保守管理・修繕業務(更新を含む)

- (e) 事務備品保守管理・修繕業務
- (f) 清掃業務（定期的な建物清掃）
- (g) 警備業務
- (h) その他関連業務（上記各項目に伴う各種申請等業務、長期修繕計画作成等を含む）

(エ) 運営業務

- (a) 調理業務（日常の検収補助、衛生管理、洗浄業務等を含む）
- (b) 配送・回収業務（配送車両調達及び車両維持管理等も含む）
- (c) 残渣・廃棄物処理等業務
- (d) 食育支援等業務（献立作成支援業務、広報支援業務、見学者対応支援、学校で行う食育の帯同を含む）
- (e) その他関連業務（光熱水使用量等管理、上記各項目に伴う各種申請等業務を含む）

(4) 市が行う業務

市が行う業務は、次のとおりである。

(ア) 設計・建設業務

- (a) 配膳室整備業務

(イ) 開業準備業務

- (a) 試食会・リハーサル等の実施協力

(ウ) 維持管理業務

- (a) 大規模修繕業務
- (b) 配膳室保守管理、修繕等業務

(エ) 運営業務

- (a) 献立作成・栄養管理業務
- (b) 食材調達業務
- (c) 食材検収業務
- (d) 食数調整業務
- (e) 衛生管理・調理指示業務
- (f) 検食業務
- (g) 配膳業務（配膳室備品保守管理業務を含む）
- (h) 廃棄物処分業務
- (i) 光熱水費の負担、支払い
- (j) 給食費徴収管理業務
- (k) 配送校の調整業務
- (l) 食育業務
- (m) 広報業務（見学者対応含む）
- (n) 市職員用事務室に関する引越し業務

(5) 大規模修繕等に対する考え方

市は、事業者による通常の維持管理業務が行われた場合、本事業期間中に大規模修繕業務を行うことは想定していない。よって、事業者は建物・設備等の保守管理・修繕業務を適切に実施すること。ただし、地震等の不可抗力発生時等の大規模修繕等は事業者と協議の上、市が行う。

(6) 事業の実施スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

項目	事業スケジュール
事業契約締結	令和6年3月
設計・建設期間	令和6年3月～令和8年1月（22ヶ月間）
本施設の所有権移転	令和8年1月末
開業準備期間	令和8年2月～令和8年3月（2ヶ月間）
維持管理・運営期間	令和8年4月～令和23年3月（15年間）

II 応募者に関する条件

1 応募者の構成

(1) 応募者の構成と定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた構成員で構成されるグループとする。

(2) 構成企業等の明示

構成員は、参加資格審査書類の提出時に、構成企業（代表企業である場合はその旨も記載する）、協力企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。構成企業が、I6(3)に示す事業者が行う業務にあたらぬ場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書等において明記すること。

(3) 複数業務の実施

応募者の構成企業又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本金面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

(4) 複数応募の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本金面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員になることはできない。

なお、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業（代表企業を除く）又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

(5) 応募者の変更及び追加

参加資格確認基準日以降、応募者の構成員の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該応募者を優先交渉権者決定のための審査の対象から除外する。また、参加資格確認基準日以降の応募者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下、「構成員の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行った場合は、構成員の変更等を認めることがある。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

② 提案審査書類提出日から優先交渉権者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に応募者の構成員（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で、応募者が構成員の変更（参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがある。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成員は、以下の(1)、(2)で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について事業検討委員会の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）でないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申し立て、又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正11年法律第71号）の規定による破産申し立てがなされている者でないこと。
- ④ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 福島市競争入札参加資格審査事務処理要綱による競争入札参加資格の認定を受けていること。
- ⑥ 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、福島市競争入札参加停止等取扱要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ⑦ 事業検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び福島市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第10号）第2条第2号のいずれにも該当しないこと。
- ⑨ 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑩ 福島市において市税を滞納している者でないこと。
- ⑪ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑫ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ・ 株式会社日建設計総合研究所
 - ・ 弁護士法人関西法律特許事務所

(2) 個別の参加資格要件

構成員のうち①から⑥の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、③にあたる者及びその関連会社が、②を行うことはできない。

① 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、ア及びイの要件を全ての企業が満たし、かつウ、エ、オの要件はそれぞれいずれか1者以上が満たしていること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 令和5・6年度福島市競争入札参加資格者名簿（業務委託有資格者名簿【建築設計】）に記載されていること。
- ウ 国、地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設（平成22年4月以降に竣工したものに限り）の実施設設計業務を元請として履行した実績を有していること。
- エ HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計実績若しくはドライシステムの学校給食施設の設計実績を有していること。
- オ 福島市内に本社又は本店を有すること。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、ア及びイの要件を全ての企業が満たし、かつウ、エ、オの要件はそれぞれいずれか1者以上が満たしていること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 令和5・6年度福島市競争入札参加資格者名簿（業務委託有資格者名簿【建築設計】）に記載されていること。
- ウ 国、地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設（平成22年4月以降に竣工したものに限り）の工事監理業務の実績を有していること。
- エ HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の工事監理実績若しくはドライシステムの学校給食施設の工事監理実績を有していること。
- オ 福島市内に本社又は本店を有すること。

③ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、ア、イの要件のいずれにも該当し、単体で実施する場合又は複数の者で実施する場合のそれぞれの要件を満たすこと

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 令和5・6年度福島市競争入札参加資格者名簿（工事請負有資格者名簿【建築工事】）に記載されていること。

(1) 単体で実施する場合の要件

- ウ 福島市内に本社又は本店を有すること
- エ 建築工事の資格総合点数 1,000点以上であること
- オ 国、地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設（平成22年4月以降に竣工したものに限り）の施工業務を単体又は代表企業として履行した実績を有していること。

(2) 複数の者で実施する場合の要件

- カ 福島市内に本社又は本店を有する者、又は福島市内に支店・営業所等を有し、その支店・営業所等を委任先・連絡先として登録済みの者

ただし、福島市内に本社又は本店を有する者を1者以上含めて構成されていること。

最大の出資を行う者の要件

キ 建築工事の資格総合点数 1,000点以上であること

ク 国、地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設（平成22年4月以降に竣工したものに限り）の施工業務を単体又は代表企業として履行した実績を有していること。

その他の者の要件

ケ 建築工事の資格総合点数 850点以上であること

④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、次の要件を満たしていること。

ア 令和5・6年度福島市競争入札参加資格者名簿又は小規模修繕契約希望者登録名簿に登録されていること。

⑤ 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ア 令和5・6年度福島市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ ドライシステムの学校給食施設において5,000食/日以上を提供能力のある施設の運營業務の実績を有していること。

⑥ その他業務を行う者

その他企業は、次の要件を満たしていること。

ア 令和5・6年度福島市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 地域経済への配慮

応募者は、構成企業及び協力企業に、市内に本社・本店を有する企業を置く市内企業を加えるように努めること。また、調理従業員を市内から優先的に雇用することや、必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達することなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮すること。

市内企業の参画や育成、地域経済の振興に対する取組みの状況に応じて、優先交渉権者選定基準において加点評価の対象とすることを想定している。

(4) 参加資格要件の喪失

応募者の構成企業が、参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議のうえ、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。なお、構成企業の除外は当該企業の除外後も応募者が参加資格要件を満たす場合のみ認めることとする。

3 特別目的会社の設立等

審査の結果、応募者が優先交渉権者として決定された場合は、構成企業の出資により福島市内に特別目的会社を仮契約締結時まで設立するものとする。特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

なお、応募者の構成企業は、特別目的会社に対して必ず出資し、代表企業の議決権割合は最大となるものとする。また、構成企業以外が特別目的会社に出資することは認めない。

特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

III 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の幅広い能力やノウハウを生かした効率的かつ効果的な事業実施が求められる。したがって、事業者の選定にあたっては、応募者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	事業スケジュール
令和5年 4月18日（火）	公告、募集要項等の公表
5月2日（火）	募集要項等に関する第1回質問受付締切
5月22日（月）	募集要項等に関する第1回質問に対する回答公表
6月20日（火）	参加資格審査書類の受付締切 募集要項等に関する第2回質問受付締切
6月22日（木）	参加資格確認基準日
6月26日（月）	参加資格審査結果の通知
7月6日（木）	個別対話の実施
7月14日（金）	募集要項等に関する第2回質問に対する回答公表
8月4日（金）	提案審査書類の受付
10月13日（金）	提案書に関する事業者ヒアリング （プレゼンテーション含む）
10月下旬	優先交渉権者の決定・公表
11月下旬	基本協定締結
令和6年 1月中旬	仮契約締結
3月下旬	事業契約締結

IV 応募に関する事項

1 参加手続き

(1) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会

① 開催概要

募集要項等に関する説明会は開催しない。

現地見学会は、個別に対応する。なお、現地見学の実施期間は令和5年4月27日から令和5年5月31日までとする。

② 申込方法

令和5年4月25日の12:00までに電子メールにて以下の内容を送付すること。メール返信にて集合場所、日時の詳細等を別途連絡する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・参加企業名・参加人数（最大3名まで）・代表者名・連絡先（メールアドレス及び電話番号）・見学希望箇所（学校名） |
|---|

③ 留意事項

現地見学会の参加にあたっては、各自で体調管理（発熱・下痢等のないこと）を行い、体調が優れない場合は参加を控えること。

各自で以下の備品（不織布製等も可）を持参し、現地で着用すること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・白衣・衛生帽子・マスク |
|--|

④ 備考

現地見学会で資料の配布は行わない。

車両で来校する場合は、可能な限り乗り合わせて台数を削減すること。

(2) 募集要項等に関する第1回質問受付

募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

なお、提出された質問・意見のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

① 受付期間

令和5年4月18日（火）～5月2日（火）17:00

② 受付方法

募集要項等に関する質問・意見書（様式-0）に記入の上、福島市教育委員会教育施設管理課まで電子メールでのファイル添付により提出すること。

(3) 募集要項等に関する第1回質問に対する回答

募集要項等に関する第1回質問に対する回答を令和5年5月22日（月）に市ホームページにおいて公表する。

(4) 参加資格審査書類の受付

本事業へ参加を希望する者は、参加資格審査書類一式（様式集参照）を以下のとおり提出しなければならない。市は、提出された参加資格審査書類を審査した上で必要があると判断した場合は、期限日（以下、「参加資格確認基準日」という。）までに当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。なお、参加資格審査書類の審査は、競争入札参加資格審査委員会が行う。

① 交付期間及び受付期間

令和5年4月18日（火）～令和5年6月20日（火） 午前9時から正午及び午後1時から4時

② 交付場所

財務部契約検査課及び福島市ホームページ

③ 交付方法

関係資料を1者に一部交付する。福島市ホームページからのダウンロードも可能とする。

④ 提出方法

福島市財務部契約検査課まで、持参すること。

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加資格審査書類を提出した者に対し、参加資格確認基準日（令和5年6月22日）以降に参加資格確認通知書によりそれぞれ通知する。

なお、資格確認の結果において、参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

(6) 参加資格がないと認められた理由の説明請求受付

参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について書面（任意様式）により市に説明を求めることができる。

① 受付期限

令和5年6月29日（木）

② 提出方法

福島市財務部契約検査課まで、持参またはFAX（後日原本提出）により提出すること。

③ 参加資格がないと認めた理由の回答

参加資格がないと認めた理由の説明請求の受付後、7日以内に行う。

(7) 募集要項等に関する第2回質問受付

募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

なお、提出された質問・意見のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

① 受付期間

令和5年5月22日（月）～6月20日（火）17:00

② 受付方法

募集要項等に関する質問・意見書（様式-0）に記入の上、福島市教育委員会教育施設管理課まで電子メールでのファイル添付により提出すること。

(8) 募集要項等に関する個別対話の実施

提案内容について市と事業者の相互の理解を深めるため、参加資格を確認された応募者（以下、「資格審査通過者」という。）を対象に個別対話を行うことを予定している。なお、募集要項等に関する第2回質問及びそれに対する回答（案）を基に、市と対面形式で質問と回答を行う。

個別対話における質問に対する回答は、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

① 開催概要

開催日時	令和5年7月6日（木） 予備日：令和5年7月7日（金） ※開催時間は申し込みがあった者に対し、別途通知する
開催方法	WEB 会議システム（ZOOM）を用いてオンラインで行う。

② 申込方法

令和5年6月20日（火）17:00までに電子メールにて以下の内容を送付すること。メール返信にて開催方法の詳細等を別途連絡する。

<ul style="list-style-type: none">・参加企業名・参加アカウント数 （アカウント名、メールアドレス）・代表者名・連絡先（メールアドレス及び電話番号）

(9) 募集要項等に関する第2回質問に対する回答

募集要項等に関する第2回質問に対する回答を令和5年7月14日（金）に市ホームページにおいて公表する。

(10) 応募を辞退する場合

資格審査通過者が応募を辞退する場合は、応募書類提出期限までに応募辞退届（様式—2—1）を提出すること。なお、応募を辞退した場合に、今後の市の行う業務等において不利益な取り扱いをされることはない。

(11) 提案審査書類の受付

資格審査通過者に対し、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案審査書類の提出を求める。提案審査書類の審査にあたり、市が必要と判断した場合は、応募者に対して個別に確認を行う場合がある。

① 受付期間

令和5年8月4日（金） 午前9時から正午及び午後1時から4時

② 提出方法

福島市財務部契約検査課まで、持参すること。なお、提案書等の作成方法は様式集に従うこと。

(12) 提案に関するヒアリング等

提案書の内容の確認のために、応募者に対するヒアリングを令和5年10月13日に実施する。具体的な時間及び実施方法は、提案審査書類の受付後、市より代表企業に対して通知する。なお、ヒアリング実施者には参加報酬（報償費）として1者につき、3万円を支払う。

(13) 提案に関するヒアリングの非要請に関する事項

提案審査において、提案価格の確認または基礎審査により失格となった資格審査通過者に対しては、ヒアリングの非要請の旨を書面をもって通知する。なお、この通知を受けた者は、以下により、その理由について書面（任意様式）により市に説明を求めることができる。

① 受付期間

通知書の送付時に別途通知する。

② 提出方法

福島市財務部契約検査課まで、持参またはFAX（後日原本提出）により提出すること。

③ ヒアリングの非要請の理由の回答

提出期限の翌日から起算して14日以内（休日を含まない。）に請求者へ郵送により回答する。

(14) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定並びに公表

提出された提案審査書類等について総合的に評価を行い、事業検討委員会の審査を経て、市が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。具体的な審査の方法及び評価基準等は優先交渉権者選定基準に示す。

審査結果はすべての応募者に通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

(15) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(16) 事業契約締結

市と優先交渉権者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、優先交渉権者が本事業を実施するために設立した特別目的会社と事業契約を締結する。なお、優先交渉権者と協議が調わなかった場合、次点交渉権者と協議を行う。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾のうえ、応募に参加すること。

(2) 費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、市は、事前に応募者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が民間事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うこととする。

(5) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

(7) 応募書類の変更禁止

応募書類の変更、差し替え、再提出は認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

(8) プロポーザル関係者と不正な接触の禁止

プロポーザル関係者と不正な接触を行ったものは失格とする。

(9) 応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ①参加資格要件の無い応募者が行った応募
- ②「参加表明書」に記載された代表企業以外が行った応募
- ③応募者の記名及び押印を欠く応募、又は応募事項を明示しない応募
- ④参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
- ⑤誤字、又は脱字等により意思表示が不明確な応募
- ⑥同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた応募
- ⑦その他募集要項等において示した条件等応募に関する条件に違反した応募
- ⑧第三者の著作権を侵害する提案が含まれている応募

(10) 提案価格及び提案価格の算定方法等について

支払方法説明書に示す市が支払うサービス購入費の合計金額を提案価格とすること。

(11) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3 市の支払総額の提案上限価格

市の支払総額の提案上限価格は、現在価値換算前の実施金額ベースで、以下のとおりである。

10,444,883,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

{9,495,349,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）}

なお、市の算定根拠は公表しない。

V 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりである、応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

(1) 敷地条件

項目	内容
所在地	福島市飯坂町平野字扇田 8 番地
敷地面積	12,700 m ²
土地の所有	福島市（一部貸借）
地域地区	市街化調整区域 公益上必要な建築物として都市計画法第 29 条の開発許可は不要。 ただし、福島市開発行為等指導要綱に基づく協議は必要。
建ぺい率	70%
容積率	200%
接道条件	東側道路 幅員 8m

(2) 規模及び機能

項目	内容
構造	事業者提案による
延床面積	事業者提案による
調理能力	最大 10,000 食/日
献立方式等	2 献立 主食 1 品及び副食 3 品程度 ※それぞれの献立の食数は 1 : 1 程度となるよう調整する ※主食は別途各学校へ直送される
アレルギー対応食	最大 100 食/日 最大 3 パターン 除去食または一部代替食を提供する。 対応アレルギー：乳・卵・えび・かに

2 提供食数の想定

事業期間中の提供食数は以下のとおり想定する。

項目	年	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
		2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
児童数 計		5,551	5,407	5,296	5,174	5,053	4,948	4,848	
生徒数 計		2,546	2,502	2,464	2,420	2,380	2,322	2,263	
調理食数 計		8,791	8,592	8,428	8,248	8,073	7,897	7,725	
項目	年	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
		2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
児童数 計		4,744	4,643	4,542	4,461	4,376	4,291	4,208	4,126
生徒数 計		2,208	2,148	2,091	2,051	2,015	1,978	1,940	1,902
調理食数 計		7,548	7,377	7,206	7,073	6,941	6,813	6,677	6,550

※調理食数には教職員数の推計値を含む

各配送対象校の提供食数（令和8年度）の想定は以下のとおりとし、事業期間中の大幅な増減は想定しない。長期的に配送対象校の追加・変更を行う可能性があるが、具体的な対応は事業者と協議の上決定する。なお、配送対象校の追加・変更に伴う費用の増加については合理的に本市が負担するものとし、別途協議の上決定する。

No.	学校名	住所	計画食数	学級数	特別支援学級数
1	余目小学校	宮代字瘤石 45	230	7	1
2	矢野目小学校	南矢野目字関端 2-1	361	16	0
3	大笹生小学校	大笹生字緑田 1	73	5	0
4	笹谷小学校	笹谷字上町 18	508	21	4
5	平野小学校	飯坂町平野字石堂 10	498	20	2
6	湯野小学校	飯坂町湯野字台 7	130	8	2
7	荒井小学校	荒井北三丁目 7-4	182	7	2
8	佐倉小学校	上名倉字大光内 1	89	6	0
9	佐原小学校	佐原字田中前 24	27	3	0
10	大森小学校	大森字南中道 4	668	26	4
11	野田小学校	笹木野字町尻 2	649	26	4
12	福島第一小学校	杉妻町 1-24	107	8	2
13	福島第二小学校	浜田町 2-1	302	13	3
14	福島第四小学校	天神町 11-31	96	9	1
15	清明小学校	清明町 9-31	193	7	2
16	三河台小学校	三河南町 17-7	373	18	0
17	清水小学校	清水小学校	539	22	3
18	御山小学校	御山小学校	402	15	2
19	飯坂小学校	飯坂町字桜下 1	222	12	1
20	庭坂小学校	町庭坂字愛宕堂 1-1	248	14	2
21	庭塚小学校	在庭坂字薬師田 19	81	8	2
22	水保小学校	土船字原野町 19-1	68	8	2
23	信陵中学校	笹谷字島原 2	713	19	3
24	大鳥中学校	飯坂町字館 1 1	132	7	0
25	平野中学校	飯坂町平野字館ノ前 3 - 3	264	11	2
26	西根中学校	飯坂町湯野字大平 2	94	5	2
27	清水中学校	南沢又字清水端 2 3	502	14	3
28	西信中学校	上名倉字道上 6	180	7	0
29	信夫中学校	大森字南内町 3 1 - 1	612	21	4
30	吾妻中学校	町庭坂字原田 8	245	10	3
合計			8,791	373	56

注) 計画食数は教職員人数を含む。学級数は職員室 1 室を含む。
計画食数は推計値であり、端数処理の関係上合計が一致しない。

3 業務の委託

事業者は、応募書類に示したとおり、構成企業又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、応募書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

4 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおり、本施設の設計・建設に係る対価、開業準備及び維持管理・運営に係る対価から構成される。

(ア) 本施設の設計及び建設に係るもの

市は、本施設の設計及び建設に係る対価（特別目的会社開業等に係る費用を含む）について、本施設の引渡後に、事業者へ一括支払いを行う予定である。

なお、一括払いの提案目安額は3,902,985,000円（消費税及び地方消費税を除く）とする。

(イ) 開業準備に係るもの

事業者が実施する開業準備に係る対価について、市は、開業準備業務完了後に事業者に支払う。

(ウ) 施設供用期間の維持管理・運営に係るもの

事業者が実施する施設供用期間の維持管理運営に係る対価について、市は施設供用期間にわたって事業者に支払う。支払いは年4回行うこととし、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。

(エ) 維持管理・運営に係る対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、市と事業者が締結する事業契約において定める。

(オ) 市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的にサービス購入費を減額する。なお、詳細は事業契約書（案）に示す。

5 保険

事業契約書（案）に示す。

6 市と事業者の責任分担

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負う。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、事業契約書（案）に示す。応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

(3) 事業の実施状況の監視

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するため、自ら業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

市は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを行う。市が行うモニタリングは、設計・建設、維持管理及び運営の各段階において実施し、事業者のセルフモニタリングの結果を活用するものとする。具体的な内容等については、事業契約書（案）において定める。

市は、モニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設、維持管理及び運営に係るサービスが十分でないことが判明した場合、改善勧告や業務対価の減額等の措置を行う。

7 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後3カ月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

VI 契約に関する事項

1 契約手続き

優先交渉権者と市は、契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、基本協定書に基づき事業契約手続きを行う。

市は、優先交渉権者が設立する、本事業を実施するための特別目的会社と仮契約を締結する。仮契約は、当該契約に関する議案が令和6年3月議会の議決を経た場合に本契約となる。

2 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき業務内容、リスク分担、金額及び支払い方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、提案価格に消費税相当額を加えた金額とする。

4 契約の保証

事業契約書（案）に示す。

5 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

6 契約金額の内訳の公表

市は、優先交渉権者との契約金額の内訳について、市が必要と判断した場合において、当該金額を公表することがある。公表する金額は、提案価格内訳書（様式A-2-2）に示された項目及び金額とする。

VII 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約書に定める具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、福島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VIII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、特別目的会社の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 前号により事業契約が解除された場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知をおこなうことにより、事業契約を解除することができる。
- ③ 前号により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、事業契約書（案）に示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

IX 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、市はこれを無償で使用させる。また、市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

2 財政上及び金融上の支援

(1) 交付金及び地方債等

市は、本事業において交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

(2) その他の財政上または金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上または金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう努める。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

X その他

1 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

3 募集要項に関する問い合わせ先

本募集要項に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

福島市教育委員会 教育施設管理課

住所 : 〒960-8601 福島県福島市五老内町3-1

電話 : 024-525-3706

E-mail : kyouiku-sk@mail.city.fukushima.fukushima.jp

ホームページアドレス

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kyouiku->

[kyushoku/kosodate/kyoiku/kyushoku/pfi/kyushoku202201.html](https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kyouiku-kyushoku/kosodate/kyoiku/kyushoku/pfi/kyushoku202201.html)

福島市 財務部契約検査課

電話 : 024-525-3705

FAX : 024-536-1876